

(第一類 第二号)

第一回國會
衆議院

治安及び地方制度委員會議錄第四十号

(七八八)

昭和二十二年十一月二十四日(月曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 高岡 忠弘君 理事 川橋豊治郎君

理事 酒井 俊雄君

等原 貞造君 菊池 重作君

久保田鶴松君 松澤 兼人君

大澤嘉平治君 佐藤 通吉君

坂口 主税君 小暮藤三郎君

大村 清一君 渡邊 良夫君

出席政府委員

内務事務官 久山 秀雄君

委員外の出席者

専門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件
警察法案内閣提出(第九〇號)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度の常任委員會を開會いたします。

すでに本委員會におきまして質疑は終了しておりますが、いよく討論採決するにつきましたは、關係方面との折衝事項がありますから、すぐにはきようはできません。従つてまず小暮君から先だつての緊急質問に對する再質問があります。小暮君。

○小暮委員 去る十九日に本委員會の委員各位の御同意を得まして、私がいたしました緊急質問に對しまして、未だ當局の事實調査の發表がありません。大分延引いたしておりますので、緊急質問の意義を没却するやの感があるものでありますけれども、事は岡山縣、

神奈川縣、兩縣にわたつておりますし、慎重調査をなさるということも、きわめてこつこつと重大問題については、政府のいき方は、結構だと思つておりますけれども、今日はすでに時間が経過しておりますので、當局において相當の調査ができたことと信じます。がゆえに、詳細なる確實な御説明を願いたいと思ひます。

○久山政府委員 前同小暮委員から御質問のありました岡山縣の警察官の横濱における問題につきまして、その後早速岡山縣並びに神奈川縣の警察部につきまして事情を調査いたしましたのでありまして、大體判明いたしましたことを御報告申し上げたいと存じます。

岡山縣で刑事鑑識に使用します自動車を一臺購入することになったのであります。が、地元になかなか適當な自動車が見當りませんので、倉敷におきまして自動車を買つておられます藤原という人、これが東京、横濱方面に非常に取引が多く、かつ岡山縣下で有数の業者であるところから、その藤原という業者に、東京方面で適當な車の斡旋を依頼をいたしましたわけでありまして、縣といたしましてはいろいろの關係から、早く適當な自動車を購入したいという希望がありまして、がたふその藤原自身も自分の他の用もあつたことでありまして、縣から上京いたしますつきまして、縣から鑑識課の巡查部長をやつておられます津田、これが鑑識の非常な専門家でありまして、その鑑識の方に使ひまする自

動車につきまして、いろいろの條件が車體にありますが關係上、及びいろいろの部品をその際、一括して購入していただく必要がありましたので、専門家であります津田巡查部長、それから警務課の警部補をいたしておられます馬場という警部補、及び刑事課の警部補の本田、これが鑑識の主任であります。が、その三人が藤原と一緒に上京をいたしましたのであります。

横濱を本據にして車を探すというところで、藤原の懇意な横濱の自動車業者で落合という人の所におちついたのであります。が、非常に家が狭くて、そこにおくことが困難でありましたので、すぐその近くの貨房をいたしております。その問題が起りました「おかめ」ですか、その貨房へ宿泊をいたしましたのであります。ところがその早急に連絡の車の發見が困難でありましたので、同行いたしました警部補は、これは二十一日の朝著いたのであります。が、二十五日の日に岡山へ歸りまして、その津田という巡查部長を獨り残しましてなるべく早く適當な車を見つくるようにといふことで、その津田が藤原と一緒に、その家に泊まつておつたわけなのであります。それで結局問題になりましたように、十一月の十七日まで滞在いたしました。やつと適當な車が見つかったのであります。その間藤原は自分自身もいろいろ自動車業者として用がありましたし、いろいろ「そらいつたような商用の關係で知つておりました自動車業者などが、絶えずそこへ訪

ねてまいりますというふうな關係がありまして、毎晩宴會と申しまするか、飯をとるに機會が割合に頻繁にあつたわけでありまして、その都度一緒に泊つておられます關係上、津田という巡查部長がその席で食をとるにしておつたという状況が、歸る十一月の十七日まで續いておつたというわけでありまして、その間をこで支拂いたしました。宿泊なり、その他の費用が四萬九千圓というところになつておるのであります。これはもちろん藤原が支拂つていたのであります。

そこでその津田というのが警察官であり、巡查部長でありますけれども、これが鑑識のいわゆる専門家でありまして、そういうふうな業者と一緒に自動車を探しに来ることはさておいて、そういう業者と相當長期間にわたつて、そういうふうな食事をともにしており、もちろんその業者自身の方の必要からいろいろ客がありまして、そのために費用が相當嵩んでおるわけでありまして、津田自身の責任ではもちろんないと思つております。が、そういうふうな業者と食事をともにして一月に近いくばくしておつたといふことは、これは何といたしまして、警察官として容認することのできない事例でありますし、かつその間に起きたるいろいろな行動が、政令の違反という事項に觸れてまいる關係等からいたしまして、警察官の綱紀の上から、嚴重にこれは處分をいたすべき必要のあることを考へておるのであります。

政令に違反をいたしましたことと、一緒に泊つておりました關係上、やむを得なかつた點もあると思つております。が、業者とともに酒食をとるにいたしました關係が、この際嚴重に懲戒を要する點であると思へるのであります。神奈川縣におきましては、政令違反の點につきまして取締をいたすという意見でありますので、この際岡山縣の方におきまして、早急に最も嚴重な懲戒を加ふべき事件である。かように考へるのであります。岡山縣におきましては早速そういう處分の手續をいたすことになつておるのであります。なおそういうふうな相當長い期間、そういう状態において出張せしめておつたといふことにつきましては、これを監督いたすべき警察の幹部といたしまして、それらの責任をとるべき事態のようにも考へられるのであります。それらの詳細なる點につきましては、さらに的確なる資料によりまして、適當なる處置を決定したいと思つております。が、さしたる事情が判明いたしております津田巡查部長の政令違反、並びに業者とともに長期間滞在して酒食をとるにいたしたといふ點につきましては、早急に嚴重なる處置をいたしまして、この際警察の綱紀の振肅に資するように處置をいたすつもりでいるのであります。

大體現在私どもが得ました結論は、ただいま申し上げましたような次第であります。新聞に非常に大きく載りましたことにつきましては、なんと

第一類第二号 治安及び地方制度委員會議錄 第四十号 昭和二十二年十一月二十四日

も相すまぬ次第でありまして、早急に
厳正なる處置をいたしまして、一般の
疑惑を一掃するように努めたいと考
えておるのであります。

○小委員 ただいま真相の發表がご
ざいでしたが、全國の各新聞に出ま
した記事と、ただいまのお話のそいう
點につきましても、内務大臣に出席を
求めまして、内務大臣の所見を求めた
いと思うのであります。その前に、た
だいまのお話のうちで四萬九千圓、貸
席で使った。それを藤原が支拂つたと
いうようになっておりますが、そうし
ますと津田部長は全部藤原の支拂で、
自分ではちつとも支拂つていないの
ですか、支拂つていないのですか。この點
を明確にしたいのだというところ
と、それから新聞紙上で見ますと、岡
山縣で購入した乗用自動車が一臺、ト
ラックが一臺、ガソリンがドラム罐で
四本というところになっておりますが、
その點がただいまの説明ではつきりい
たしてありません。その點をどうい
うにお調べになつておるか、伺つて
おきたいと思ひます。

○菊池(重)委員 議事進行につ
いて……久山警保局長の答辯は、あまり
に詳細にわたりすぎて、かえつてその要
點がわからなくなつてしまふと思ひ
てあります。私は今の半分のくらゐの時
間で、もつと明らかに話せるのではな
いかと思ひます。その點委員長もよく
注意されて、時間がないのであります
から、議事を進行させる意味において、
もう少し答辯を簡單明瞭にしていただ
きたいと思ひます。

○久山政府委員 代金は藤原が支拂つ
たのであります。もつとも本人は自分
の分についてはあと岡山へ歸つてか
ら清算すると申しますか、支拂う。大
部分は藤原の客の關係で使つた費用で
ありまして、ただ一緒に泊つておるか
ら津田もよばれたというかつこうにな
つておりますが、金は一應藤原が支拂
つておるのであります。それから縣が
買ひましたのは自動車が一臺で、その
他に藤原自身が乗用車として二臺で
か、三臺ですか、買つて歸つた。こ
ういふことになつております。あとの自
動車は岡山縣とは關係がないのであ
ります。

○小委員 岡山縣の巡査部長が、た
だいまの御説明によりますと、この支
拂は少しもしていない。あとで支拂う。
その點はよくわかりました。それから
いわれるプロカーがやみで自動車を
買入れ、またガソリンを買入れる。そ
のブローカーと起居をともしにしてい
たといふことは、おそらく賣却する方
で、縣の承認を得てきて買つておるも
のとして賣却したように傳へられてお
るのであります。そういう點につ
いて政府はどの程度まで突込んで調べ
ておりますか。

それからさらに、この問題が九萬有
餘の全國の警察官に與えた精神上の波
動、ひいては一般國民に與えた影響。
それから政府はやみ取引を根絶する
という聲明をして、それに努力されてい
るようでありませうけれども、この關係
から見ますと、政府が是認してこ
ういふやみ取引をさしておるのではない
かといふような、きわめて重大なる悪
影響を國民に及ぼしておることは、私
が申しませんでも、政府においてはよ
くおわかりになつておることと思ひま
す。そういう點について政府はいかな
る處置をとるか、またこの點について

國民の納得のいくように説明してい
たきたい。これについては、いづれ内
務大臣の出席を求めて御答辯を伺いた
いと思ひますが、内務大臣に御傳達を
願ひます。私は今日は質問はこれで打
切ります。

○坂東委員長 質疑は他にありません
か。

○松澤(兼)委員 答辯の保留になつて
おる箇所があるのです。それは第四條
の第七項に宮城の警備という言葉がな
いが、この條文でさういふことができ
るか、これを入れる必要はないかとい
う質問だつたのですが……

○久山政府委員 「皇官警察の管理に
關する事項」といふことによりまして、
宮城地帯の警備に關して國家警察が直
接出動して警備できるかといふ質問で
あつたのであります。これは多少字句
に不備と申しまするか、皇官警察の管
理といふことが、どの程度の内容を宮
城の警備について含んでおるかとい
ふ解釋の問題になると思ひます。

皇官警察の管理といふ言葉を、私ども
はこゝ解釋して、警備の萬全を期する
ことができるのではないかと考へるの
であります。それは、皇官警察の管理
といふ言葉は、現在皇宮警察といふ名
前で存在しておる皇宮警察官と申しま
すが、皇宮警察部の所管に屬しており
ます。その警察官の管理といふことだけ
でなく、それ以外にただいま申しまし
たように、宮城の警備といふことも皇
官警察の管理といふ中に含めたことに
解釋いたすことによりまして、公安委
員會がさういふ責任をみづからもつて
おる以上、現在の皇宮警察官で宮城の
警備が不足いたします場合に、皇官警
察の管理の權限によつて、そこに必要

なる國家警察よりの警備員の派遣がで
きる。かように解釋をいたすことによ
りまして、さういつたような場合の處
置ができるものと考へるのでありま
す。もちろんこれは、東京の場合で申
しますれば、東京都の自治體にできま
した警察が、自分の所在地におきま
す施設等に對する警備の責任をいたし
まして、もちろん將來の東京都の自治
體警察は、當然さういふ責任をもつて
おるのであります。それはその次に
書いてあります國家の機關につきま
しても、當然その所在地を所轄いたし
ております警察が警備上の責任をも
つのであります。特にこゝういふ重要
な特殊の施設でありますので、國家
警察がこれを管理し、また當該機關の
要求があつた場合に、國家警察が
行つて警備に當るといふことを規定し
ておる。かように解釋することにより
まして、宮城の警備も公安委員會の管
理の責任においてまつたきを期するこ
とができる。かように考へるのであり
ます。

○松澤(兼)委員 そういふように廣く
解釋していただければ心配はなくなるわ
けであります。なお委員長に御希望申
し上げたい點は、もしその筋と折衝さ
れる場合は、ただいま警保局長の答
辯にありましたように、皇宮警察の管理
に關する事項は、皇宮警察官の管理、
警察制度の管理のみでなく、宮城の警
備等に必要なる場合は、國家公安委員
會で警備をすることができるといふこ
とに、差支えないかといふことを、一度御
了解を得ていただきたいと思います。

○坂東委員長 承知いたしました。な
お皆さんから修正の御意見があれば、
簡潔な文書にして委員長に提出願ひ、

ただいまの松澤君のお話などもま
とめて關係方面と折衝いたしたいと思
ひます。御意見があれば今述べたいだ
いでもいいし、文書で出してもらつても
どちらでもいいですが、それでは
質疑はこれで打ち切ります。次會には
討論に入ることにして、本日はこ
れをもつて散會いたします。次會は全
部ましまつた時分に公報をもつてお知
らせいたします。これをもつて散會
いたします。

午前十一時三十六分散會

昭和二十三年一月十一日印刷
昭和二十三年一月十二日発行
衆議院事務局
印刷者 印刷局